

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和48年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	上富良野町	職員数 (H19. 4. 1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	112円 (H17)	公営企業債現在高(百万円)	955
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	103
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.296
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	15.7 (H17)
		経常収支比率 (%)	90.7 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	上富良野町上水道事業公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	上富良野町長
既存計画との関係	上富良野町行財政改革実施計画 自立に向け上富良野再生アクションプラン（集中改革プラン）
公表の方法等	町行政ホームページ、町政情報提供コーナー 議会常任委員会、議員協議会で説明
基本方針	十勝岳山系からの伏流水を水源とする上富良野町の水道は、湧水利用のため浄水場の維持管理費用は安価であり、人口の微減と節水機器の普及により有収水量は微減していくものの安定経営は継続すると思われる。 また、石綿セメント管からの更新も完了し、新たな給水区域の拡大の予定も無く大規模投資は予定していない。 昭和48年の供用開始以来、費用の節減に努め殆どの年度は黒字経営であり、5回目の平成11年の料金改定により毎年度の利益剰余金は1千万円を超えている、このため、下水道使用料との兼ね合いで、当面、料金改定は考えていない。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	175	117	6	298
	補償金免除額	29	30	1	60
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	75	23	4	102

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業（S58）			5,803	5,803
	上水道事業（S60）		13,366		13,366
	上水道事業（H2）		103,828		103,828
	上水道事業（H3）	174,671			174,671
合 計 (A)		174,671	117,194	5,803	297,668
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		174,671	117,194	5,803	297,668

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業（S58）			4,294	4,294
	上水道事業（H2）		23,039		23,039
	上水道事業（H3）	74,661			74,661
合 計 (A)		74,661	23,039	4,294	101,994
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		74,661	23,039	4,294	101,994

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>検針業務の委託化や定員削減を図ると共に維持管理経費の節減と効率的な運営に努め、平成11年4月の料金改定以来、黒字経営を続けているものの、安全で安心な水道水の安定供給を図るため、近年は電気計装設備（オンライン化）の設置・更新を進めており、また、耐震化も計画していかなければならないことから資金運用は徐々に逼迫しています。</p> <p>このため、水に恵まれなかった市街地周辺西側地域住民の健康な生活維持のために必要な水道水供給を行った受水区域拡張における企業債金利の低廉化は急務となっています。</p>	
経営課題	課 題	有収率の向上
	<p>計画的に管路調査を実施しているが、重車両の通行や老朽化、凍上等の影響により漏水が発生している。</p>	
	課 題	企業債金利の軽減
	<p>住民生活において当たり前で必要不可欠な水道水の安定供給を維持するために必要な将来の工事費用積立てにあたり、企業債金利の低廉化による費用の節減が求められている。</p>	
	課 題	簡易水道との統合問題
	<p>国の施策により簡易水道との統合を求められているが、統合により合理化できない経費による大幅な負担増の発生に伴う基本組織の料金改定（値上げ）について、住民の理解を得ることは極めて難しい。</p>	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	103.4	106.3	109.0	107.5	112.8	111.4	112.1	112.9	113.7	114.5	
総収支比率(法適用)	(%)	110.6	111.4	110.8	109.5	107.1	105.7	106.5	113.2	119.7	121.6	
経常収支比率(法適用)	(%)	111.3	113.5	112.9	110.9	111.5	106.3	107.2	114.0	120.6	122.6	
営業収支比率(法適用)	(%)	154.7	157.7	160.4	153.8	161.2	143.1	144.9	146.2	146.2	146.7	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	6.2	5.7	6.3	6.4	3.6	6.0	3.7	3.7	4.3	4.3
	うち基準内繰入金	(%)			0.6	0.6			0.6	0.6	0.6	0.6
	うち基準外繰入金	(%)	6.2	5.7	5.7	5.8	3.6	6.0	3.1	3.1	3.7	3.7
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てんのもの	(%)										
	資本的収入分	(%)										
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てんのもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	昭和48年1月1日の供給開始で、4回の料金改定を経て、石綿セメント管からの布設替実施により平成11年4月1日から現行料金に改定し現在に至っている。以来、毎年度1千万強の黒字を計上しており料金値上げは住民理解を得られない状況にある。また、人口は穏やかな微減であるが大規模な改修や区域拡張計画もないことから、当面、料金は据え置きを予定している。
2 他会計繰入金の見込み	平成3年度草分・島津地区、平成5年度草分地区、平成6年度西島津地区と不採算地域の拡張に係る経費の一部(起債償還金)について、繰出しを受入れしている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	石綿セメント管からの布設替も終了し、区域拡張の見込みもなく、当面、大規模な投資は無い。資産売却の予定は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	簡易水道施設・飲料水供給施設は平成11年度～平成17年度において整備済みであり、分散しているため経営の効率化には限界があり、簡易水道との統合は、資産の多額な減価償却費も必要であるため、上水道利用者へ負担増をもとめることになることから、住民の理解を得ることは難しいため、今後、他市町村の動向を踏まえて検討していくこととする。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>・第3次職員数適正化計画(H17年7月策定 計画期間:H18～23年の6年間)に基づき職員数の削減を図る H17 5人(うち簡水1人) H19 4人 H23 3人</p> <p>・基本給料、各種手当の継続的な見直しの実践 ・弾力的な勤務時間制の検討 ・高齢層職員の昇給停止(H17.4.1改正)・地域給導入(H18.4.1)</p> <p>H18.4.1 給与構造見直し実施済 H19.4.1 介護業務手当縮減(率 定額)、医療系手当(レントゲン、ギブス手当等)廃止、管理職手当縮減(率 定額) H20以降 諸手当の総点検(特殊勤務手当縮減(H20検討)、住居手当(H20以降検討)、期末手当等の見直し検討)</p> <p>ラスパイレス指数100以下まで段階的削減(20%)協議中 H25までに職の廃止検討</p> <p>退職手当等の見直し(H18.4.1改正) 退職時特昇の廃止(H20未検討)</p> <p>職員互助会補助の見直し縮減(負担対象、負担率の見直し) (H16) 2,291 (H17) 1,872 (H18) 1,341 (H19) 1,105 以降段階的縮減検討</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>	<p>・施設管理経費の削減を目標とする改善プランの策定、実施 ・車両管理計画(借上車制度等)の検討・策定・運用 ・旅費の縮減</p> <p>・公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入することで、施設利用に伴う住民サービスの向上と、施設管理運営経費の削減を図る。 ・アウトソーシング基本方針(H17.9.30策定)に基づき推進する。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	・町行政ホームページ、町広報 ・事務事業見直し方針(H17.10.20策定)に基づく取り組みの継続 ・事務事業評価の試行の実施の実践、検証、行政評価システムの策定 ・第5次総合計画施策と事務事業の調整、整理
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次職員数適正化計画（H17年7月策定 計画期間：H18～23年の6年間）に基づき職員数の削減を図る H17 5人 H19 4人 H23 3人 H19 1人減は、簡水含む ・基本給、諸手当等（特殊勤務手当、住居手当、期末手当）の見直し
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>水道使用料未納者に対する収納強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問、徴収及び催告の強化 ・コンビニ収納及び夜間、休日収納相談の実施 ・悪質未納者に対する給水停止措置の実施

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
4	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未収金の徴収対策												
	改善額	0	0	0	1	1	2	2	2	2	3	3	12
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7	17	45
	給与水準												
	改善額	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	5
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	維持管理費等												
	改善額(適正化)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他()												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	1,030	1,035	1,001	958	955		911	865	813	760	704	704
	増減	-26	5	-34	-43	-3		-44	-46	-52	-53	-56	-56
	計画前5年間改善額 合計						2						62
												改善額 合計	62
												(参考) 補償金免除額	60

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10
年間総有収水量 (千m ³)	897	896	891	881	867	863	858	854	850	846
公称施設能力 (m ³ /日)	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000
1日最大配水量 (m ³ /日)	5337	4851	3872	4340	4264	4200	4200	4200	4200	4200
最大稼働率 (%)	89	80.9	64.5	72.3	71.1	70	70	70	70	70
供給単価 (円/m ³)	180.3	180.1	179.8	179.6	180.0	178.2	179.1	179.9	180.6	181.4
給水原価 (円/m ³)	174.3	169.5	164.9	167.0	159.6	159.9	159.7	159.3	158.8	158.4

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

町内の3簡易水道との統合問題について検討はしているが、近年、施設整備を行っているため減価償却費等により基本組織(水道)の使用者負担が増高するため、使用者の理解を得るのは困難な状況にあるが、将来的には統合せざるを得ない。

繰上償還対象事業区分表

(別紙第9号別表)

区 分		借入年度	区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業名等	(末端給水事業)	S58	()	-	-	-	-	-	-
	(末端給水事業)	S60	()						
	(末端給水事業)	H2	()						
	(末端給水事業)	H3	()						
	()		()						
	()		()						
	()		()						
	()		()						
計									
財源内訳	国庫補助金 起債額(民間等資金)								
	一般財源 その他()								
計									
元金償還	財政融資資金に係る 元金償還予定額			18,238	129,918	187,691	13,326	13,639	13,962
	(うち、繰上償還の対象 となる事業(施設)分)			(5,803)	(117,195)	(174,671)	()	()	()
財源内訳	一般財源			(3) 18,238	(95) 129,918	(71) 187,691	13,326	13,639	13,962
	起債額(借換債)			(5,800)	(117,100)	(174,600)			
	計			(5,803) 18,238	(117,195) 129,918	(174,671) 187,691	13,326	13,639	13,962

(注)

- 「事業名等」欄()内には、繰上償還の対象となる事業(施設)名を記載すること(欄が不足する場合は、適宜欄を増やすなど工夫して記載すること)
- 「借入年度」欄には、各事業(施設)毎に旧運用部資金借入金の借入年度(複数年にわたる場合はその範囲)を記載すること
- 「事業名等に対応する事業費」欄については、繰上償還の対象となる事業(施設)に係る施設整備等が予定されている場合にその事業費を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄には、旧運用部資金及び財政融資資金の償還額の総額を記載すること
- 「財政融資資金に係る元金償還予定額」欄及び「うち、繰上償還の対象となる事業(施設)分」欄には、繰上償還の実施を前提とした償還予定額を記載すること
- 財務局等による財政健全化計画等のヒアリング時まで提出すること